

NBDC 生命科学系データベースアーカイブ データベース寄託者向け利用規約

このデータベース寄託者向け利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、「JST」といいます。）が運営するウェブサービス「生命科学系データベースアーカイブ」（以下、「本サービス」といいます。）にデータベースのデータファイル及びメタデータを寄託する目的で本サービスを利用するにあたり利用者（以下、「データベース寄託者」といいます。）が遵守すべき事項について定めるものです。

第1条（本サービス）

- 1 本サービスは、公開を希望し作成された生命科学データベースの適切な保存とデータの公開による有効利用を促進し、科学技術の振興と発展に寄与することを目的として運営するものです。
- 2 本サービスにおいて、閲覧又はダウンロードの目的で利用する場合を除き、JST へデータベースの寄託を申し出て JST に承認された方のみが、本規約に従って本サービスを利用することができます。

第2条（適用）

- 1 本規約は、データベース寄託者による本サービスへのデータベースのデータファイル及びメタデータの寄託にかかる一切の行為及びデータベース寄託者と JST との間の一切の関係に適用されるものとします。
- 2 データベース寄託者が、本サービスを他のデータベースを閲覧又はダウンロードする目的で利用する場合には、「NBDC 生命科学系データベースアーカイブ 閲覧・ダウンロード利用者向け利用規約」に従って利用するものとします。
- 3 データベース寄託者に関する個人情報等の取扱いについては、別途定める「NBDC サイトポリシー」のうち「個人情報」に関する規定が適用されるものとします。
- 4 本サービスにおいて別サービスがリンクされている場合、リンク先における利用行為については、本規約の対象外です。この場合、データベース寄託者は当該別サービスにかかる利用条件等に従い、ご利用ください。

第3条（用語）

- 本規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。
- (1) 「データベース寄託者」とは、本サービスにデータベースのデータファイル及びメタデータの寄託を行う者で、JST 所定の手続きにより JST から承認を受けた者をいいます。
 - (2) 「データ」とは、論文、数値、図形、その他の情報の総称をいいます。
 - (3) 「データベース」とは、論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいいます。

- (4) 「メタデータ」とは、データベースの内容、作成者や権利関係に関する情報等をいいます。
- (5) 「データベースの著作権」とは、著作権法により規定される権利であり、著作権法第12条の2の条件を満たすデータベース（その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するもの）に対して認められるものをいいます。
- (6) 「ライセンス情報」とは、データベースに付されている利用条件を表す情報（クリエイティブ・コモンズ・ライセンス）をいいます。
- (7) 「作成ガイドライン」とは、JST が別に定める『生命科学系データベースアーカイブ作成ガイドライン』（http://dbarchive.biosciencedbc.jp/files/nbdc_guideline.pdf）をいいます。

第4条（データベース寄託の申し出等）

- 1 本サービスにデータベースのデータファイル及びメタデータを寄託することを希望する利用者は、本規約、「NBDC 生命科学系データベースアーカイブ 閲覧・ダウンロード利用者向け利用規約」、NBDC サイトポリシー及び作成ガイドラインの内容をすべて承諾・同意のうえ、JST の定める方法に従い、JST に対し寄託を希望する旨を申し出るものとします。
- 2 JST は、前項の申し出を行った者が虚偽の申告をしておらず、第19条の確約にも違反していないことが確認できた場合には、これを承認するものとします。
- 3 JST は、申し出を行った者に対して、承認・不承認の審査結果を通知するものとします。不承認の理由について、JST は一切の開示義務を負わないものとします。
- 4 データベース寄託者は、寄託を申し出た際に JST へ提出したデータベース寄託者情報に変更が生じた場合は、遅滞なく JST に連絡するものとします。

第5条（誓約事項）

- 1 データベース寄託者は、本サービスにデータベースを寄託するに際し、JST に対し以下の各号を誓約するものとします。
 - (1) 本サービスを第1条第1項に掲げる目的以外の目的で利用しないこと。
 - (2) 本サービスを利用して対価を得ないこと。本サービスを商品の宣伝等の営利目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスに寄託したデータベースのデータファイル及びメタデータの内容について、一切の責任を負うこと。

第6条（データベースの取扱い）

- 1 本サービスに寄託されるデータベースは、データベース寄託者が当該データベースの取扱いに関し正当な権限を有しており、本サービスへの寄託時点で公開可能なもので、かつ、JST が当該データベースの作成者及び管理者（作成者及び管理者がデータベース寄託者と異なる場合に限ります。）と連絡を取ることが可能な状態でなければなりません。
- 2 データベース寄託者のデータベースが公開される際には DOI が付与されるものとし、データベース寄託者及び JST は、協力してその安定的な運用に努めるものとします。
- 3 データベース寄託者は、データベースの寄託に際して、当該データベースの利用許諾条件を

作成ガイドラインに従い JST と協議のうえで決定し、メタデータにライセンス情報を表示するものとします。

4 データベース寄託者は、欠落や誤りのないデータベースのデータファイル及びメタデータを JST に提出するよう努めるものとします。データファイル又はメタデータの内容に欠落や誤りが発見された場合は、データベース寄託者は速やかに JST に連絡し、JST と協力のうえ修正するものとします。

5 データベースの公開にあたり又は公開後において、JST は、データベース寄託者より送付されたデータベースのデータファイルに対して、データベースの内容を損なわない範囲で以下の改変を行うことがあります。

- (1) データの順番の並び替え
- (2) 一部項目の省略又は複製
- (3) データ間の結合又は分割
- (4) 前各号の他、JST が必要と認めた改変

6 データベースを公開した後、以下の場合には必要に応じてデータベース寄託者と JST との間で協議を実施し、問題の解決を図るものとします。

- (1) データベース寄託者がデータベースを更新し、JST での公開内容と相違が発生した場合
- (2) データベース寄託者の希望、またはその他のやむを得ない事情によりデータベースの公開を中止する場合
- (3) その他、本規約又は作成ガイドラインに定めのない事項が生じた場合

7 本サービスに寄託されたデータベースのデータファイル及びメタデータについて、原則として公開後は削除できないものとします。やむを得ず公開後に削除が必要になった場合は、データベース寄託者は、その理由を付して JST に連絡し、JST 側にて対応するものとします。また、その際、JST はデータベースを削除した旨を表示するものとします。

8 データベースのデータファイル又はメタデータに第三者の個人情報が含まれる場合は、データベース寄託者は、データファイル又はメタデータをウェブサイト上で閲覧又はダウンロード利用に供する際に当該第三者の個人情報も合わせて閲覧又はダウンロードされる可能性があることについて当該第三者から同意を得たうえで、本サービスに当該データベースを寄託することにつき JST と協議するものとします。

9 前各項に定めるほか、JST は、合理的な理由がある場合には、JST 単独の判断でデータベースの公開を継続若しくは停止し又はデータベースを削除できるものとします。

10 データベースの寄託その他のデータベースの取扱いについては、本規約に定めるほか、作成ガイドラインによるものとします。

第 7 条（寄託の禁止）

1 データベース寄託者は、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるデータベースを本サービスに寄託してはならないものとします。

- (1) 公開に倫理的な委員会審査が求められる案件（人を対象とする生命科学・医学系研究で創出された研究データを含みますが、それに限られません。）のうち審査されていないもの

- (2) JST 又は第三者の著作権、著作者人格権、名誉権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権、営業秘密その他の権利、利益を侵害し、又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの
- (4) 証欺、脅迫、信用棄損、名誉棄損、その他法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの
- (5) 広告又は宣伝目的のもの
- (6) 公表することにより外国為替及び外国貿易法、金融商品取引法その他の法令等に違反し、又はそのおそれのあるもの
- (7) 捏造、改ざん、盗用等の研究不正によるデータ
- (8) 作成ガイドラインに反するデータ
- (9) その他、JST が本サービスの目的に照らし不適切であると判断するもの

2 データベース寄託者は、自身のデータベースのデータファイル又はメタデータに前項各号のいずれかに該当する情報が含まれていることを知った場合、直ちに JST に報告するとともに、JST と協力して当該情報をデータファイル又はメタデータから削除するものとします。

3 JST は、データベースのデータファイル又はメタデータに第 1 項各号のいずれかに該当する情報が含まれていると判断した場合には、当該情報が含まれるデータファイル又はメタデータを寄託したデータベース寄託者に対して事前に通知することなく、当該情報が含まれるデータファイル又はメタデータの全部又は一部を削除又は公開停止の設定変更ができるものとします。

第 8 条（データベースの権利等）

1 JST 及びデータベース寄託者は、本サービスにデータベース寄託者のデータベースが寄託されることによって、データベースの著作権を含むすべての権利が JST に譲渡されることではなく、当該権利は、データベース寄託者又はその他従前の権利者（データベース寄託者に限らず、データベースに含まれる研究データの作成に関与した研究者又は当該研究者が所属する研究機関に権利が帰属する場合を含みます。）に留保されることを確認するものとします。

2 データベース寄託者は、JST に対し、データベースを本サービスにて公開すること及び JST が別に定める『NBDC 生命科学系データベースアーカイブ 閲覧・ダウンロード利用者向け利用規約』に基づき第三者がデータベースを閲覧又はダウンロードで利用することが、いずれも著作権、著作者人格権、著作隣接権、営業秘密その他の一切の権利、利益を侵害するものでないこと、データベースのデータファイル及びメタデータの利用及び取扱いを JST に許諾する有効な権限を保有していることを表明し、保証するものとします。

3 JST が第 6 条第 5 項で定める改変をデータベースに対して行ったことによって著作権が発生する場合にも、JST はかかる著作権を放棄します。

4 データベース寄託者が送付したメタデータに基づき JST が作成した公開用メタデータ及びデータベース公開サイトに記載される文章・図表その他の著作物でデータベースの内容に含まれないものについては、JST・データベース寄託者のいずれも著作権その他の権利を放棄します。

第 9 条（本サービスに関する知的財産権）

1 本サービスに関する名称、商標、商号、ロゴ、ドメイン名、その他本サービスにより提供さ

れる著作物等、本サービスに関するすべての知的財産権その他一切の権利は、JST 又は権利を有する第三者に帰属します。データベース寄託者は、法律上認められている場合を除き、これらの権利者に無断で利用することはできません。

2 データベース寄託者による本サービスの利用により、JST 及び権利を有する第三者の当該権利の全部又は一部がデータベース寄託者に譲渡又は移転されるものではありません。

第 10 条（問い合わせ対応）

本サービスで公開されたデータベースに対する閲覧・ダウンロード利用者からの問い合わせのうち内容が以下に該当するものは、問い合わせの対象であるデータベース寄託者が対応するものとします。

- (1) データベースの内容に関するもの
- (2) データベースの利用許諾（ライセンス情報を含みます。）に関するもの
- (3) データベースに関わる権利に関するもの

第 11 条（禁止行為）

JST は、本サービスに関し、データベース寄託者による以下の行為を禁止します。

- (1) 本規約又は本サービスの運営に関わる規約・ポリシー類に違反する行為
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 他人（JST を含みます。以下同じです。）の知的財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- (4) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉・信用を毀損する行為又はそれらのおそれのある行為
- (5) 他人を脅迫し、もしくはその業務を妨害する行為、又は他人に迷惑、不利益等を与える行為、もしくはそれらのおそれのある行為
- (6) 本規約に定める本サービスの目的を逸脱した目的で本サービスを利用する行為
- (7) 本サービスにより得た研究者情報等を利用して、製品・サービス等の広告や宣伝等の営利活動、政治活動及び宗教活動に基づく勧誘等を目的とする行為
- (8) 関連するシステム、プログラムに関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル又はソースコードを抽出する行為もしくは抽出を試みる行為
- (9) 不正アクセス行為、不正アクセスを試みる行為そのほか本サービスに過度な負荷をかける行為もしくはウイルス等に感染したファイルを送信する行為又はそれを試みる行為
- (10) コンピューターウィルス又は有害なプログラムの使用等、本サービスの運営サイトのサーバーやシステム、セキュリティへの攻撃とみなされる行為（それらを誘発する行為を含みます。）
- (11) 本サービス、その他の JST の事業運営に支障をきたすおそれのある行為。
- (12) その他、JST が不適切と合理的に判断する行為。

第 12 条（非保証）

1 JST は、本サービスにより提供される情報について、その真実性、正確性、適合性、有用性、最新性等、いかなる保証もするものではありません。

2 JST は、本サービスのシステムに不具合、エラー又は障害が発生しないことを含め、本サービスの継続性、安定性、安全性等についても、何ら保証しません。

第 13 条（免責）

1 データベース寄託者は、本サービスの利用に関し、すべて自己の責任と判断で行うものとします。

2 JST は、本サービスの利用に際し、以下の各号の事項に起因又は関連してデータベース寄託者に損害等その他不利益が生じても、何らその責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスの停止、中止、変更又は終了
- (2) 本サービスのシステム、ネットワーク通信に関する不具合、エラー、障害等
- (3) 本サービスのシステムへの不正アクセス、破壊、改ざん等
- (4) 第 6 条第 5 項によるデータファイルに対する改変
- (5) 第 6 条第 7 項によるデータベースの削除
- (6) 第 6 条第 9 項によるデータベースの公開継続、公開停止又は削除
- (7) 第 7 条第 2 項によるデータファイル又はメタデータからの情報の削除
- (8) 第 7 条第 3 項によるデータファイル又はメタデータの全部又は一部についての削除又は公開停止の設定変更

3 データベース寄託者は、本サービスの利用に関し第三者との間で紛争等が発生した場合、当該データベース寄託者の費用と責任において解決するものとし、JST は一切関知しないものとします。

4 本サービスの検索結果一覧には外部サイトへのリンクが含まれますが、リンク先の外部サイトでデータベース寄託者に生じたいかなるトラブル及び損失、損害に対しても、JST は一切関知せず、何らの責任も負わないものとします。

5 データベース寄託者は、本サービスを JST が定める一定の範囲内において無償で利用することができますが、データベース寄託者は、自らの費用と責任において通信環境その他データベース寄託者による本サービスの利用環境を整備するものとし、JST は、それらに関し一切関知せず、また一切の責任を負いません。

6 データベース寄託者が消費者契約法上の消費者である場合に、JST の債務不履行又は JST の債務の履行に際してされた JST の不法行為によりデータベース寄託者に生じた損害について、JST が賠償する責任の範囲は、JST に故意又は重大な過失がある場合を除いて、データベース寄託者に現実に生じた直接かつ通常の範囲の損害に限るものとします。

第 14 条（損害賠償）

データベース寄託者が本サービスの利用に関し、JST に損害を与えた場合、JST は、当該データベース寄託者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第 15 条（サービスの停止又は中止）

JST は、本サービスの維持、補修その他必要があると認めるときは、あらかじめデータベース

寄託者に告知したうえで、本サービスの全部又は一部にかかる運用の停止又は中止を行うことができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、JST は事前告知をすることなく、かかる運用の停止や中止を行うことができるものとします。

第 16 条（サービスの変更又は終了）

- 1 JST は、原則としてあらかじめデータベース寄託者に告知したうえで、本サービスの内容を変更することができるものとします。本サービスの内容の変更に伴い、本規約の変更が必要な場合には、第 19 条に定める手続きにより本規約が変更されるものとします。
- 2 JST は、あらかじめデータベース寄託者に告知したうえで、本サービスを終了することができるものとします。ただし、やむを得ない緊急の必要がある場合には、JST は、事前に告知することなく本サービスを終了し、JST が適当と認める方法によりその旨を事後に告知するものとします。

第 17 条（確約事項）

- 1 データベース寄託者は、自身が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他集団的に又は常習的に違法行為を行うことを助長するおそれがある団体もしくはかかる団体の構成員又はこれらに準ずると判断される者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 2 データベース寄託者は、反社会的勢力等と次のいずれの関係にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力等が自己の事業又は経営を支配していると認められること
 - (2) 反社会的勢力等が自己の事業又は経営に実質的に関与していると認められること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力等を利用したと認められること
 - (4) 反社会的勢力等に資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (5) その他、自己の役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められること

第 18 条（言語）

本規約は、データベース寄託者の便宜を図るため、日本語以外の言語による訳文が作成される場合があります。本規約と当該訳文との間に矛盾が生じたときは、日本語による本規約が優先されます。

第 19 条（規約の変更）

- 1 JST は、合理的に必要と判断したときは、発効日を定めて本規約を変更できるものとします。
- 2 前項の場合において、JST は、変更後の規約を本サービス上で公表、その他 JST が相当と認

める方法でデータベース寄託者に周知します。

3 データベース寄託者が本規約の変更に同意できない場合、当該データベース寄託者は本サービスの利用を終了することができますが、データベース寄託者が、かかる変更の発効日後に本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなされます。

第 20 条（準拠法及び裁判管轄）

本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈されます。また、本サービスの利用に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2025 年 10 月 27 日 作成)